

当番弁護士日誌

被疑者が外国人の事件の 初回接見について

■弁護士 仲田 隆介(64期) ●Ryusuke Nakata

はじめに

当番弁護士として、被疑者が外国人の事件（いわゆる要通訳事件）の配点を受けることがあります。

しかしながら、要通訳事件の当番弁護は受けたくない、敬遠したいという弁護士は多いのではないのでしょうか。これには、要通訳事件の場合にどのように接見等すれば良いのか、具体的なイメージが持ちにくいということも原因の一つではないかと思えます。

今回は簡単ですが、要通訳事件を担当したことがない弁護士を対象として、当番弁護士として要通訳事件の被疑者との初回接見を行う場合の注意点をまとめてみました*1。

1 接見に行く前に

要通訳事件が配点された場合も、当番弁護士として速やかに接見に行くべきことは、通常の刑事事件と変わりありません。

そこで、要通訳事件が配点されたら、すぐに出動…の前に、確認・準備しておくべきことがいくつかあります。

1 通訳人への連絡

当番弁護士として要通訳事件に出動する場合、弁護士から通訳人に連絡して、初回接見の通訳をお願いすることになります。

もっとも、弁護士が自分で通訳人を探す必

要はなく、事件の配点時に、初回接見を担当してくれる通訳人が既に確保されています*2。配点連絡票の連絡事項欄に、当該通訳人の氏名・連絡先が記載されていますので、通訳人に連絡して、初回接見の予定（接見日時・場所）を調整してください。なお、通訳人は弁護士からの連絡を待っていますので、配点連絡票を受領後、なるべく速やかに連絡するようにしてください。

通訳人に連絡した際、通訳人から、配点連絡票に記載されている事項について情報提供を求められることがあります。個人情報にも関わるところなので、どこまで情報提供すべきかは、事案によって異なるところです。ただ、一般に、罪名、逮捕日、勾留日、国籍等は、通訳人が通訳の準備をしたり、事件との利害関係をチェックしたりするために必要・有益な情報と言え、情報提供することが望ましいものだと思います。

2 「外国人被疑者向け差入れ文書」の準備・持参

外国人の被疑者は、通常、日本の逮捕・勾留手続や、被疑者として注意すべき点等について、ほとんど理解していません。

これらの点については、初回接見時に当然説明することになりますが、『当番弁護士マニュアル 書式・資料編』にある「外国人被疑者向け差入れ文書（アドバイスカード）」（逮捕・勾留された被疑者向けの注意点を、外国

*1 本稿の記載は、2018年10月現在のものです。

*2 ただし、通訳が必要な言語が希少言語等の場合には、通訳人がすぐに確保できない場合があります。

語で説明したもの)を接見時に被疑者に差し入れておくと、接見後に読み返すこともできるので、良いと思います。そこで、被疑者の言語(配点連絡票に記載があります。)に対応する「外国人被疑者向け差入れ文書(アドバイスカード)」の部分をコピーして、持参・差し入れることをおすすめします。

なお、被疑者の言語が『当番弁護士マニュアル』にない言語の場合でも、日弁連の会員専用ページにある「外国人被疑者接見時の差し入れ文書」には対応する言語が準備されていることがあるので、探してみてください。

③ 入管法に関する基礎的な事項の確認

要通訳事件の場合、接見時に被疑者より、今回の刑事手続により自分は退去強制されることになるのか等といった、入管法(出入国管理法及び難民認定法)や入管手続に関する事項について質問されることが多いです。

そこで、接見に行く前に、入管法や入管手続に関する基礎的な事項を確認しておく、被疑者からの質問に慌てずに答えられると思います。また、接見の際に参照する必要が生じることもあるので、入管法が掲載された六法等を持参した方が良いでしょう。

2 接見時の注意点

① 初回接見で聴取・説明すべき事項

通常の刑事事件の初回接見で被疑者から聴取すべき事項・被疑者に説明すべき事項は、当然、要通訳事件の初回接見でも聴取・説明すべき事項となります。これに加えて、要通訳事件では以下の点に注意する必要があります。

(1) 聴取すべき事項

ア 氏名

氏名を確認する場合には、読み方(カタカナ)だけでなく、アルファベットや漢字等どのように記載するのも聴取しておきましょう(後から必要になることもあります)。

イ 生年月日

西暦に換算することが必要な場合があります(イスラム暦等)。

ウ 国籍

エ 母国語、使用可能言語

複数の言語を使用する被疑者もいますが、その場合、どの言語が最も理解できるか(第一言語は何か)、確認します。

オ 在留資格・在留期間(入管法2条の2)

「在留資格」(外国人が「ビザ」と言う場合、在留資格を指すことが多い)とは、外国人が日本に在留して一定の活動を行うことができる法的地位を意味します。また、「在留期間」とは、外国人が在留することのできる期間のことです。

外国人は在留資格をもって日本に在留するものとされ、在留資格がない場合、不法な残留と扱われます。

外国人被疑者の場合、在留資格及び在留期間は、入管法違反の犯罪の場合には直接問題となりますが、それ以外の犯罪の場合にも、入管手続等との関係で問題となります(後記③も参照のこと)。

そのため、在留資格及び在留期間は、初回接見で必ず確認しておく必要があります。

カ 難民・人身取引の被害者に該当するか否か

外国人被疑者について、難民(難民条約1条A)に該当する疑いがある場合又は人身取引(国際組織犯罪防止条約人身取引議定書3条)の被害者に該当する疑いがある場合には、特別な配慮が必要となります。

(2) 説明すべき事項

ア 当番弁護士制度、弁護人・通訳人の役割

外国人被疑者のなかには、当番弁護士制度がどのようなものか分かっていない人や、弁護人(特に国選弁護人)や通訳人がどのような立場・役割にあるのか、分かっていない人も多いため、通常の刑事事件の場合以上に、丁寧に説明した方が良いでしょう。

イ 弁護士費用・通訳費用

初回接見の弁護士費用・通訳費用について非常に気にする被疑者もおり、初回接見ではいずれも原則として無料であることを説明すると、安心してもらえます(後記④も参照のこと)。

ウ 領事通報制度及びその希望の有無

外国人被疑者の場合、領事通報制度(領事関係に関するウィーン条約36条1項)というも

のがあります。

この制度は、被疑事件について、留置場や拘置所から被疑者の本国の領事館に通報してもらえらという制度で、領事官が被疑者に接見に行ってくれるほか、本国にいる被疑者の家族等に連絡を取ってくれることもあります。

このように、領事通報にはメリットもありますが、注意点もあります。まず、国によっては、薬物犯罪等について、日本で処罰された場合でも、当該国で更に処罰することとしている場合（二重処罰）があります。この場合、領事通報すると、被疑者に不利益を与えかねません。

また、被疑者が難民認定申請を行っている場合又は行おうとしている場合には、領事通報は行ってはなりません。この場合、被疑者と本国は対立関係にあるからです。

これらのことを踏まえて、被疑者に対し、領事通報制度の説明と領事通報を行うかどうかの希望の有無を確認することになります。

2 被疑事実の確認

被疑者から被疑事実の確認を行うことについては、要通訳事件の場合と通常の刑事事件の場合とで、異なることはありません。

ただ、通訳人を介して事実確認を行うことに関し、いくつか注意すべき点があります。

(1) 通訳人への配慮

通訳人の通訳の質を高め、被疑者とのコミュニケーションを円滑に進めるためには、会話が通訳しやすくなるよう、通訳人に配慮することが必要です。これについては、以下のような点が良く挙げられるところです。

- ①話す内容を、一文ずつに区切って、短く話すようにする。
- ②通訳人が通訳し終わったのを確認してから、次の話をする。
- ③文章と文章のつながりについて、論理関係を明確にする。
- ④日本語によくみられる、曖昧なニュアンスを含む表現を使うことを、極力避ける。

このような点に弁護士が配慮するのはもちろんですが、被疑者に配慮が見られず、通訳

に困難が生じている場合には、弁護士から被疑者にお願すべきときもあります。

なお、通訳人からは、接見時の弁護士・被疑者の話し方等について、通訳のしやすさという観点から、多くの意見が出されているところです。通訳人がその場で弁護士に意見することは難しいところもあるので、通訳人が通訳し難そうにしている場合には、弁護士から通訳人に問題点等を尋ねてみることも効果的だと思います。

(2) 通訳人の氏名・連絡先等を被疑者や関係者に教えないこと

通訳人の氏名や連絡先は、被疑者や関係者に教えないようにしてください。

接見の際に被疑者に伝えないことはもちろんですが、配点連絡票には通訳人の氏名・連絡先が記載されているので、その箇所が被疑者に見えないように配慮して接見するようにしてください。

(3) 通訳人に問題がある場合

めったにないと思いますが、通訳人が通訳とは関係なく被疑者と会話したり、被疑者の話や弁護士の話を逐語訳しない（意識したり、要約したりする）という事例が報告されています。

この場合には、通訳人に対し、弁護士の指示なく被疑者と会話しないようにしてもらったり、意識したり要約したりせず、逐語訳するよう、通訳人に適切に指示してください。

3 入管手続に関する質問への対応

先にも述べたとおり、要通訳事件の場合、被疑者より、入管法や入管手続に関する質問がされることが多くあるので、基礎的なものについては、答えられるように準備しておく必要があります（前記第1・3参照）。

例えばどのような質問がされるか、1つ事例を挙げてみます。

【事例*3】

当番弁護士として接見したところ、被疑者は中国人女性、罪名は窃盗だった。初回接見時に、被疑者から、以下のような質問を受けた。

*3 この事例は、2018年2月14日に行われた、東京三弁護士会研修会「外国人刑事事件の基礎知識と実務の動き」（講師：酒田芳人弁護士）で取り上げられたものをお借りしました。

「万引きで現行犯逮捕されました。私は留学ビザを持っています。私は今後、日本に居続けられるでしょうか」

この事例は、外国人の強制退去に関する質問です。

まず、被疑者の在留資格（外国人が「ビザ」という場合、多くは在留資格を指すことは、先に述べました。）は「留学」（入管法別表第1）です。

次に、外国人の退去強制事由は入管法24条に規定されているので、被疑者の在留資格を前提に、窃盗が退去強制事由に当たるかどうかを確認すると、同4号の2に該当します。これを見ると、窃盗罪で「懲役又は禁錮に処せられた」場合には、退去強制事由とされています。

したがって、被疑者の質問に対しては、「起訴されて懲役刑とされた場合には、執行猶予が付いても退去強制されることになる。起訴猶予の場合又は起訴されても罰金刑になった場合には、在留し続けることが可能である」等と回答することになります。

❑ 受任する場合の注意点

(1) 現在の制度について

要通訳事件の当番弁護士として事件を受任するときは、特に通訳料の負担の点について、注意してください。

まず、当番弁護士として被疑者と接見したが、受任に至らなかった場合には、初回接見に係る通訳料は弁護士会の負担となります。

次に、当番弁護士として接見し、援助制度を利用して弁護人として受任した場合は、初回接見の通訳料は援助制度から支出されることとなります。

これに対し、当番弁護士として接見し、（援助制度を利用しないで）弁護人として受任した場合は（いわゆる純粹私選事件）には、初回接見の通訳料は全額被疑者の負担となります。弁護士会は負担しません。

したがって、純粹私選事件として受任する場合には、被疑者に対し、初回接見の通訳料が被疑者の負担となることを、必ず説明する

ようにしてください。

純粹私選事件の場合に、弁護士が前述の説明を失念したため、被疑者が初回接見の通訳料の支払を拒絶し、その結果、弁護士から「初回接見の通訳料は支払えない」等と言われて困っているという内容のクレームが、通訳人より相当数寄せられています。純粹私選事件の場合には、通訳料の負担について、被疑者に必ず説明するようにしてください。

(2) 2019年4月1日以降について

現行制度における注意点は前述のとおりですが、2019年4月1日より制度が変更され、同日以降に当番弁護士として初回接見した事件については、純粹私選事件となった場合も、弁護士会が初回接見の通訳料を負担することになる見込みです（すなわち、どのような場合でも、被疑者が初回接見の通訳料を負担することがなくなる）。

弁護士会から連絡がされると思いますので、ご確認ください。

3 接見終了後

接見終了後は、通訳人への通訳料の支払に必要な手続きを行います。

配点連絡票と一緒に送られてきた、通訳費用の「請求書」に、通訳時間や交通費等の必要事項を記載の上、通訳人の確認を得て、請求書を作成してください（請求書の作成に必要となるので、待機時間や通訳時間を記録しておく必要があります）。

なお、通訳人から請求書の写しを求められることがあります。コピーを作成・交付するか、スマートフォンで撮影してもらおう等して、対応してください。

おわりに

以上、ほんの触りだけですが、要通訳事件における初回接見の注意点等を述べさせていただきました。紙幅の都合上、割愛したものも多いですが、少しでもご参考になれば幸いです。

■